

地区社会福祉協議会助成金交付要項

(平成23年4月改正)

1. 目 的

「共に生きる福祉の地域づくり」の推進が求められている今日、住民が互いに協力しあい、地域の福祉課題への取り組みが求められている。そのなかで、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の設立の取り組みが進み、地域福祉の基盤づくりに地域ごとが取り組んでいる。

この要項は、地区社協の活動の振興を図ることを目的に、地区社協がおこなう地域福祉の具体的な事業に要する経費に対し、諏訪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が予算の範囲内で助成するために、必要な事項を定めるものである。

2. 財 源

この財源は、会費ならびに共同募金配分金ほかをもって充てる。

3. 対象事業の内容ならびに対象経費

(1) 地区社協のおこなう別表1 に掲げる事業に対し、その記載された範囲とする。

この場合、地区社協は設立準備中であっても、「地区社協育成費補助金」の支給対象となった地区を含むものとする。

(2) 「地区社協育成費補助金」の支給を終了した地区社協へは、別表2 による運営費助成をする。

(3) 上記からはずれる地区に対しては、当面の間、別表3 に掲げる範囲に限り助成する。

4. 助成金の申請

この助成金を受けようとする場合は、助成金申請書・概算払い請求書（様式第1号）ならびに、それに係わる事業ごとの事業計画および収支予算書（別紙）を市社協へ提出する。

5. 助成金の概算払い

市社協は地区社協からの申請書類を審査し、交付を認めた場合、次により概算払いをする。

(1) 3.の(1) ならびに 3.の(3) については、助成申請総額の全額。

(2) 3.の(2) については、全額。

6. 計画の変更、事業報告ならびに助成金精算

事業実施報告は、実績報告書・精算書（様式第2号）ならびに、それに係わる事業ごとの事業報告および収支決算書（別紙）により報告し、あわせて助成金の精算をする。

なお、報告にあたっては、当該の領収書の写しを添付することとする。

3.の(3) に該当する場合は、事業終了ごとに提出する。

7. 計画の変更

助成金申請書の内容に変更を生じた場合は、計画変更申請書（様式第3号）により、市社協へ変更を申し出、許可を得る。

8. そ の 他

(1) この要項の他、必要のある場合は社会福祉協議会長が別に定める。

(2) 平成7年度以前の諏訪市地域福祉推進事業実施要領は廃止する。